

日本労働年鑑 第54集 1984年版
The Labour Year Book of Japan 1984

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

4 食品公害カネミ油症闘争

カネミ油症第一陣控訴審が結審

一五年前に西日本一帯で発生した食品公害カネミ油症被害者による第一陣訴訟控訴審が、福岡高等裁判所において、一九八三年三月一日の最終弁論期日をもって結審した。判決言渡しは一九八四年春ごろとみられている。

この訴訟の第一審判決は、カネミ油症の原因物質PCBが混入していた食用油の直接の販売企業である被告カネミ倉庫と、食品用熱媒体としてPCBを製造販売した被告鐘淵化学の損害賠償責任を明確にしたものの、食品行政をになう国の責任を免除した。そこで、控訴審では、国の責任の有無がもっとも重要な争点として審理がおこなわれてきたものである。

被告鐘淵化学は、これまで三たびも敗訴判決を受けながらも争いつづけ、被害者を放置しており、国も行政としての被害者救済責任を果たそうとはしていない。控訴審判決は、これらの問題にどうこたえるか、今後のカネミ油症問題の全面解決の帰趨を決する重要な意義をもつものとなっている。

被害者団体が、右控訴審結審に向けてとりくんだ大きな運動の一つは、控訴審裁判所への公正判決要請一〇〇万人署名運動だった。東京、大阪などの支援組織を通じて、一九八二年八月から四ヵ月間で、四七万人余りを集め、福岡高等裁判所へ提出した。これはカネミの過去三回の署名運動のなかでは最高の署名数であり、運動の広がりを示すものであった。

カネミ全国支援会議の結成

カネミ油症被害者の早期全面救済をめざして、一九八三年一月一八日、「カネミ油症被害者の救済をめざす全国支援連絡会議」(略称・カネミ全国支援会議)が結成された。これは、総評・福岡県評などの労働組合、東京・大阪・福岡などの支援組織、公害弁連など、全国のカネミ支援団体が結集して、カネミ油症弁護団とともにつくれた恒久的な支援共闘組織である。

カネミ全国支援会議は、カネミ原告団および未訴訟派の全被害者団体と連帯しながら、カネミ油症第一陣控訴審訴訟の係属している福岡高等裁判所には、後記のと通りの団体署名により公正判決を要請し、また、厚生大臣には、厚生省がカネミ油症事件の発生・拡大に責任をもつ立場で、ただちに被害者救済にとりくむよう要請し、何度も厚生省交渉をもって、国のカネミ油症にたいする責任を追及した。

【カネミ油症裁判の早期公正判決をもとめる団体署名(要請書)】(福岡高等裁判所第四民事部あて)

カネミ油症事件発生から既に一五年が経過しました。

油症被害者は、一五年間苦しみ続け、いまなお治っていません。しかも、この被害は、店で売られている食用油を買って食べたことによって引き起こされたものです。このことを思うとき、私たちは、カネミ油症被害の一刻も早い救済をと願わずにはいられません。

ところが、現実にはカネミ、鐘化も、国も一五年にわたって被害者を放置したままです、本来なら、被害発生と同時に、カネミ、鐘化と国によって救済がはかられるべきであり、何の落度もない被害者が一五年間も裁判を続けなければならないこと自体異常です。

貴裁判所で審理されたカネミ油症第一陣控訴審訴訟では、カネミ、鐘化と国の責任、被害者の要求の正当性が十分明らかにされ、去る三月一日結審しました。
現在、私たち国民の食生活は大きく変化し、全国民が食品の安全について不安を持っています。

食品公害を根絶し、食生活の安全を確保するためにも、カネミ油症被害者の早期救済のためにも、私たちは、貴裁判所がカネミ、鐘化だけでなく、国の責任を認める公正な判決を早期に下されることを心より要請します。

食品添加物の規制緩和

厚生省は、一九八三年五月、食生活の安全にとって重大なかかわりをもつ食品添加物の規制を緩和し、いっきょに一一品目の食品添加物を認めた。その結果、わが国で使用が認められる食品添加物は三四七品目となった。さら、発ガン性の疑いがあるとして厚生省がいったんは使用禁止を決めながら、その後禁止の施行を延期していた酸化防止剤BHAについても、禁止施行を再延期した。

わが国では、一九六九年に人口甘味料「チクロ」の発ガン性が指摘されていらい、食品添加物を規制させる方向で消費者運動が発展した。国会は、一九七二年「添加物は極力、その使用を制限する方向で措置する」と決議し、厚生省も「疑わしきは使用せず」の方針を守っていたため、認可品目数は抑えられ、その後一一年間に追加認可されたのは七品目だけだった。それが、いっきょに抑制方針が大転換されたわけは、日本への食品輸出を求めるアメリカなどからの圧力のもとで、貿易摩擦を解消し、食品の安全よりも経済を優先したものとみられている。

このような厚生省のうごきにたいして、全国消団連、各県消団連をはじめとする消費者団体などは強く反対し、食品添加物の総量規制を求めるとともに、日本弁護士連合会、東京弁護士会の提言している食品二法制定(食品衛生法の抜本的改正と食品公害被害者救済制度法の創設)をめざして、各種集会や署名運動、学習活動などを強力に展開した。「食品添加物の総量規制要求と食品二法制定を求める署名」は一四〇万人余りも集まり、学習パンフ「食品の安全を求めて」(全国消団連発行)は七万五〇〇〇部が普及した。

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始